



《10のリーディングプロジェクト》

主要施策(1) 自然環境・生態系の保全・再生・創出

P.18

- 荒川太郎右衛門地区自然再生事業 (P.18)
- 緑のボランティア・サポートプロジェクト(仮称)(荒川三ツ又沼地区) (P.20)

主要施策(2) 健全な水循環系の構築

P.22

- 鶴見川流域水マスタープラン (P.22)
- 新しい協働の形「東京湾システム」の構築 (P.24)

主要施策(3) 循環型社会の形成

P.26

- 循環型の公園づくり (国営昭和記念公園) (P.26)

主要施策(4) 良好な生活環境の整備・創造

P.28

- ヒートアイランド対策 環境舗装東京プロジェクト (P.28)

主要施策(5) 美しい景観の整備・創造

P.30

- 関東の富士見百景 富士山の見えるまちづくり (P.30)
- 景観イメージアップ大作戦 (P.32)
- 横浜港発祥の地 象の鼻地区 (P.34)
- 歴史的建造物の保存・活用を通じた景観整備 横浜地方気象台 (P.36)

● 推進のための取り組み

① 地域の特性を活かした施策の推進

環境共生・創造の各施策を実施するにあたっては、地域の歴史・文化・自然環境について十分に把握した上で、地域の特性を活かした施策となるよう留意する。そのために、施策毎に実施箇所だけでの効果を計画するのではなく、地域特性や地形的まとまりを考慮し、関連する施策を一体で実施していく*。

* 地域特性や地形的なまとまりの範囲とは、例えば一日で人が徒歩で見て歩ける数キロの範囲や車で周遊できる数十キロの範囲などであり、これら空間的スケールを意識して施策を推進していく。

② 施策の有機的な連携

河川、道路、公園、港湾等の環境共生・創造に係わる施策の推進は、①で述べた地域の特性を生かすために、関連する各施策が一体となって事業の進捗や予算の確保等の調整を行い、効率的に効果が発揮できるように進めていく。

③ 多様な主体との連携、協働による施策の推進

施策の実施に際し、必要な場合には、関連地域において、事業に関する意見の説明及び事業に関する意見の聴取を行い事業に反映させていく。

また、学識経験者などの専門家や地域住民やNPO、企業、自治体等との懇談会などを開催し、役割分担や事業の連携、協働の進め方について話し合い、施設の維持管理の一部を分担したり、アダプト・プログラムを支援する等、連携、協働しながら施策を推進していく。

④ 環境等に関わる調査の実施及び情報の提供と公開

事業の計画や実施にあたり、環境影響評価法に基づくものについては、法に従った環境調査を行う。法に該当しないものは、必要に応じて現状と影響を把握するための環境調査を行う。

また、環境・景観に関わる調査・検討はNPO等によるものについても情報の収集を行い、データベース化し、行政、企業、専門家、NPO等との情報共有を図るとともに、シンポジウム、出版物、パンフレット、インターネットでの公開やオープンハウスの設置等を通じて、広く住民への情報提供を行う。

⑤ 地域の環境学習の支援

環境共生・創造に関わる施策を実施するにあたり、広報等を積極的に行い、環境学習の場の提供、資料館等での情報の公開、出前講座の利用を促進するとともに、パンフレットや副読本等の各種ツールを作成し、市民や学校、NPO等と連携し、地域の環境学習を支援する。

⑥ 適切な評価の実施

各施策における事業の評価方法が現段階では確立されていないことから、今後検討を行い、評価を実施する。また、社会の情勢の変化や新技術の開発等に伴い、必要に応じて見直し、改良を行っていく。

特に景観評価に関しては、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)」に基づき、リーディングプロジェクトや試行事業について、学識経験者等専門家の意見、助言を受けながら、評価の手続き、評価手法について検討を行う。

⑦ 技術開発及び調査研究の推進

環境共生・創造に関する調査研究について、スキルアップセミナー等の場で発表、交流を進めるとともに、研究機関や民間と連携し、新技術開発を進める。

⑧ 推進体制

関東地方整備局で取り組む環境・景観に関する各種施策については、各施策毎の横断的な調整を図る事を目的に「美しい関東づくり推進会議」を設置し、推進するとともに、公共事業における景観に関する取り組みについては、専門に担当する事業景観係を新設するなど、より効率的・効果的な実施に向けた更なる体制の充実を図る。

⑨ 職員の育成

環境・景観に関するセミナーや局内の研修制度、e-learning システム、講習会等を充実し、職員の人材育成を積極的に推進する。